

第54回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

| | |
|--------------------------------|-------|
| ●会計監査人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 ページ |
| ●業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況・・・ | 2 ページ |
| ●会社の支配に関する基本方針・・・・・・・・ | 4 ページ |
| ●剰余金の配当等の決定に関する方針・・・・・・・・ | 4 ページ |
| ●連結株主資本等変動計算書・・・・・・・・ | 5 ページ |
| ●連結注記表・・・・・・・・ | 6 ページ |
| ●株主資本等変動計算書・・・・・・・・ | 14ページ |
| ●個別注記表・・・・・・・・ | 15ページ |

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会計監査人の状況

(1) 名称 RSM清和監査法人

(注) 当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2022年6月29日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

| | EY新日本有限責任監査法人 | RSM清和監査法人 |
|--------------------------------|---------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬との額 | 5百万円 | 16百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 5百万円 | 16百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は「経営理念」「行動規範」並びにコンプライアンス規程に規定された行動倫理規範に基づき、法令、定款その他社内規程等の遵守及び企業倫理の遵守に努める。
- (2) コンプライアンス委員会規程に基づき、当社の全部門を網羅するコンプライアンス委員会を組織して、社内の隅々に至るまで法令遵守と企業倫理遵守の徹底に努める。
- (3) 内部監査部門がコンプライアンス体制の運用状況を監査、検証し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。
- (4) 社内研修等の機会を通じて、コンプライアンスの重要性に関して周知、徹底を図り、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。
- (5) 反社会的勢力による不当要求等への対応を一元所管する部署を定め、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然とした態度で対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 法令及び文書管理規程その他の情報管理に係る社内規程に従って文書作成及び情報の管理・保存・廃棄を行う。
- (2) 情報管理規程に定める管理責任者は情報管理体制を整備し、法令等に則り必要な情報開示を行う。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報の文書作成・保存・管理状況について、監査等委員会の監査を受ける。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 情報管理規程において重要事実に関しての報告義務が全従業員に課せられている。
- (2) 内部監査部門が定期的に各部署に対する内部監査を行い、多額の損失発生リスク管理について改善すべき点があれば指摘し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。
- (3) 代表取締役は、多額の損失発生リスク管理状況を取締役会に定期的に報告する。
- (4) 取締役会が把握している多額の損失発生リスク状況に関しては、法令等に従い、適切な開示を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定時取締役会を原則として毎月開催するほか、定時以外においても決議又は報告の必要な事案が生じた場合は、適宜臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役会は、権限委譲する業務執行に関する事項の決議または報告、計画立案、審議、並びに進捗管理を行うことを目的として執行役員会を設置し、定期的に開催する。
- (3) 事業部門ごと、使用人の役職に応じて定められた業務分掌に基づき業務執行することにより、機動的かつ統制の効いた執行体制を確立し、取締役会における意思決定の適正化、効率化を図る。

⑤次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（(3)及び(4)において「取締役等」という。）の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (a) 当社は子会社に、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次の予実管理表、四半期毎の決算資料及び必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - (b) 当社は子会社に、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が参加する取締役会を定期的に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告することを求める。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (a) 当社は子会社に、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行うことにより、会社損失の最小化を図るよう求める。

- (b) 当社は子会社に、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損失を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）へ報告する体制を構築するよう求める。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社は子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社に基本方針及び業務遂行に必要なルールを策定を求める。
 - (b) 当社は、定期的に開催される、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が参加する取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告することを求める。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は子会社に、その取締役等及び使用人が子会社の策定した基本方針に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制の構築を求める。
 - (b) 当社は子会社に、コンプライアンスの遵守状況及び内部統制システムの整備・運用状況を確認するために、当社の監査等委員会及び内部監査部門による評価を求める。
 - (c) 当社は子会社に、法令等の違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために社内通報窓口制度を導入し利用することを求める。

⑥監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、当該使用人を指名することができる。
- (2) 監査等委員会が指定する補助すべき期間中、当該使用人に関しては監査等委員会に指揮権が移譲したのとして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けず、また、監査等委員会の同意なしに、解任することができないものとする。

⑦次に掲げる体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
 - (a) 情報管理規程に基づき、重要事実に関する情報については、使用人が認識をした場合、管理責任者に通報し、管理責任者が適時監査等委員会へ報告する。
 - (b) 監査等委員が執行役員会その他の重要な会議に出席し、又、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し書類の提出を求め、業務執行について報告を受ける。
- (2) 子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（本項目において「取締役等」という。）及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
 - (a) 子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - (b) 子会社の取締役等及び使用人は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損失を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）へ報告を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は監査等委員会に報告を行う。
 - (c) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び内部監査部門は、定期的に当社の監査等委員会に対し、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

⑧監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び使用者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止することを公益通報者保護規程に明記する。

⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求があったときは、管理部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長と監査等委員会は定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査等委員会は会計監査人と連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
- (3) 監査等委員会と内部監査部門との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
- (4) 監査等委員会が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。

⑪本方針は常時見直しを行い、より適切な内部統制システムの整備に努めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①重要な会議の開催状況

原則として月1回の定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催することとしておりますところ、2022年4月1日から2023年3月31日の間に計17回の取締役会を開催いたしました。また、取締役会が権限委譲する業務執行に関する事項の決議または報告、計画立案、審議、並びに進捗管理を行うことを目的として設置している執行役員会についても、定期的に開催をいたしました。

②コンプライアンスに関する取組み

当社の全部門を網羅するコンプライアンス委員会を定期的に開催しております。また、内部監査部門がコンプライアンス体制の運用状況を監視、検証し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。

③子会社の経営管理状況

2023年3月31日現在における当社子会社は2社であり、各社とも取締役の複数名を当社取締役が兼職しております。子会社においては、当社取締役が参加する取締役会を原則月1回開催しており、営業成績や財務状況その他の重要な情報の報告を受けております。

④監査等委員会と内部監査部門の連携状況

常勤監査等委員と内部監査部門は日常的に情報交換を行っているほか、内部監査部門担当者が監査等委員会にオブザーバーとして適宜参加し、内部監査結果の報告等を行っております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財務状況、中長期的な事業拡大に必要な内部留保など、その見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。

当事業年度におきましては、上記方針に基づき、財務状況並びに業績等を総合的に勘案し、2023年5月15日開催の取締役会にて、1株あたり10円の期末配当を実施する決議をさせていただきました。2022年11月28日に実施済みの中間配当1株当たり10円とあわせまして、年間配当は1株当たり20円となります。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 2022年4月1日 残高 | 190,333 | 305,925 | 1,341,442 | △97,002 | 1,740,698 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 15,151 | 15,151 | | | 30,303 |
| 自己株式の取得 | | | | △199,594 | △199,594 |
| 自己株式の処分 | | | | 20,600 | 20,600 |
| 剰余金の配当 | | | △157,168 | | △157,168 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 553,627 | | 553,627 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 15,101 | 15,151 | 396,459 | △178,994 | 247,767 |
| 2023年3月31日 残高 | 205,484 | 321,076 | 1,737,901 | △275,996 | 1,988,466 |

| | その他の包括利益累計額 | | 純資産合計 |
|---------------------------|------------------|-------------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | その他の包括利益 累計額合計 | |
| 2022年4月1日 残高 | 3,852 | 3,852 | 1,744,551 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | |
| 新株の発行 | | | 30,303 |
| 自己株式の取得 | | | △199,594 |
| 自己株式の処分 | | | 20,600 |
| 剰余金の配当 | | | △157,168 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 553,627 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △530 | △530 | △530 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △530 | △530 | 247,237 |
| 2023年3月31日 残高 | 3,321 | 3,321 | 1,991,788 |

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

| | |
|----------|-----------------------|
| 連結子会社の数 | 2社 |
| 連結子会社の名称 | 株式会社スプラシア 株式会社ニチナン |

全ての子会社を連結しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

・ その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

以外のもの

(ロ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・ 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 6～33年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～10年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |

(ロ) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

使用人に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(ハ) 工事補償引当金

工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績に基づく将来の見積補償額を計上しております。

(ニ) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(ホ) 株式報酬費用引当金

株式給付信託（J-ESOP）による当社株式の交付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上基準について、「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので記載を省略しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- | | |
|---------------------------|--|
| (イ) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| (ロ) 退職給付に係る会計処理の方法 | 小規模企業等における簡便法の採用 連結子会社である株式会社ニチナンは、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

当連結会計年度の連結計算書類を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあるものが識別されなかったため記載を省略しております。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において本社移転に関する決定を行ったことに伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

また、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用に係る資産除去債務については、最新の見積り情報を反映し、移転予定日までの期間で資産除去債務の費用計上が完了するように変更しております。

この見積りの変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ28,095千円減少しております。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループ事業への影響は、事業によってその影響や程度が異なるものの、直近の事業環境や営業活動等を鑑みると、2023年度は社会・経済活動が年間を通じて徐々に正常化にむかっていくとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については不確定要素が多いため、その状況によっては見積もられた金額と事後的な結果との間に乖離が生じる可能性があります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等の観点からインセンティブプランの一環として従業員向け報酬制度の株式給付信託（J-ESOP）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し勤続年数および資格等級に応じて一定の時期にポイントを付与し、株式給付規程に定められた条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は178,994千円及び234,600株であります。

(決算期の変更)

当社は、2023年1月26日開催の取締役会において、2023年6月開催予定の第54回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしました。概要につきましては以下の通りであります。

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社事業の特性上毎年1月から3月が繁忙期に当たるため、売上高の季節要因に伴う業績への影響を緩和し、事業運営の効率化を図るとともに、適時・適切な経営情報の開示を目的として、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。

2. 決算期変更の内容

現在：毎年3月31日

変更後：毎年12月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第55期は、2023年4月1日から2023年12月31日までの9か月決算となる予定です。また、連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。第56期は、2024年1月1日から2024年12月31日までの12か月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

第55期の業績見通しにつきましては、2023年5月15日に開示の2023年3月期決算短信において公表しております。

4. 定款の変更について

決算期（事業年度の末日）の変更に伴う定款の変更案につきましては、2023年5月開催予定の取締役会において、2023年6月開催予定の第54回定時株主総会の付議議案として「定款一部変更の件」を決議した後、速やかに開示いたします。

6. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 受取手形割引高 | 6,035千円 |
| (2) 電子記録債権割引高 | 14,297千円 |

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式 | 7,975,100株 | 37,000株 | 一株 | 8,012,100株 |

(注) 2022年7月19日付で特定譲渡制限付株式報酬としての新株発行により37,000株（発行価額30,303千円）増加しております。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式 | 135,182株 | 261,600株 | 27,000株 | 369,782株 |

(注) 1 当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として保有する当社株式234,600株が含まれております。

2 自己株式（普通株式）の株式数の増加261,600株は、株式給付信託（J-ESOP）の取得による増加であります。

3 自己株式（普通株式）の株式数の減少27,000株は、株式給付信託（J-ESOP）から株式給付対象者に給付した当社株式による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|-------------------------|-------|----------|-------|----------|----------------|-----------------|
| 2022年 5月13日 取締役会 | 普通株式 | 78,399千円 | 利益剰余金 | 10円 | 2022年 3月31日 | 2022年 6月13日 |
| 2022年 11月14日 取締役会 | 普通株式 | 78,769千円 | 利益剰余金 | 10円 | 2022年 9月30日 | 2022年 11月28日 |

(注) 2022年11月14日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)が保有する自社の株式に対する配当金2,406千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------------|-------|----------|-------|----------|----------------|----------------|
| 2023年 5月15日 取締役会 | 普通株式 | 78,769千円 | 利益剰余金 | 10円 | 2023年 3月31日 | 2023年 6月19日 |

(注) 2023年5月15日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)が保有する自社の株式に対する配当金2,346千円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末日の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しております。

営業債務である買掛金は、ほぼ全てが2ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金（原則5年以内）は主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、借入残高の割合は低く、リスクはほとんどないと認識しております。なお、当連結会計年度末現在で、デリバティブ取引の利用残高はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません（注3）参照）。

（単位：千円）

| | 連結貸借対照表計上額(※) | 時 価(※) | 差 額 |
|---------------|---------------|-----------|--------|
| 投 資 有 価 証 券 | 8,700 | 8,700 | — |
| 資 産 計 | 8,700 | 8,700 | — |
| 一年内返済予定の長期借入金 | (122,103) | (122,768) | 665 |
| リース債務（流動負債） | (5,868) | (6,197) | 329 |
| 長 期 借 入 金 | (150,150) | (148,547) | △1,602 |
| リース債務（固定負債） | (13,659) | (13,827) | 167 |
| 負 債 計 | (291,780) | (291,341) | △439 |

（注1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注2）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注3）市場価格のない株式等は保有しておりません。

（注4）長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

| | 1 年 内 | 1 年 超 2 年 内 | 2 年 超 3 年 内 | 3 年 超 4 年 内 | 4 年 超 5 年 内 | 5 年 超 |
|-----------|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 長 期 借 入 金 | 122,103 | 69,400 | 58,746 | 7,992 | 7,992 | 6,020 |
| リ ー ス 債 務 | 5,868 | 4,883 | 4,155 | 3,687 | 932 | — |
| 合 計 | 127,971 | 74,283 | 62,901 | 11,679 | 8,924 | 6,020 |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び、重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それぞれのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区 分 | 時価（千円） | | | |
|-------------------------------------|---------|---------|---------|-------|
| | レ ベ ル 1 | レ ベ ル 2 | レ ベ ル 3 | 合 計 |
| 投 資 有 価 証 券 そ の 他 有 価 証 券 株 式 | 8,700 | — | — | 8,700 |
| 資 産 計 | 8,700 | — | — | 8,700 |
| 該 当 事 項 は あ り ま せ ン。 | — | — | — | — |
| 負 債 計 | — | — | — | — |

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区 分 | 時価（千円） | | | |
|---------------------------|---------|---------|---------|---------|
| | レ ベ ル 1 | レ ベ ル 2 | レ ベ ル 3 | 合 計 |
| 該 当 事 項 は あ り ま せ ン。 | — | — | — | — |
| 資 産 計 | — | — | — | — |
| 一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | — | 122,768 | — | 122,768 |
| リ ー ス 債 務 （ 流 動 負 債 ） | — | 6,197 | — | 6,197 |
| 長 期 借 入 金 | — | 148,547 | — | 148,547 |
| リ ー ス 債 務 （ 固 定 負 債 ） | — | 13,827 | — | 13,827 |
| 負 債 計 | — | 291,341 | — | 291,341 |

(※) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(i) 投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

(ii) 一年内返済予定の長期借入金、長期借入金

当該長期借入金の元利金の合計額を、債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(iii) リース債務（流動負債）、リース債務（固定負債）

リース債務の時価については、元利金の合計額を、債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との収益から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

| | エクスペリエンス・マーケティング事業 |
|---------------|--------------------|
| リアルイベント分野 | 10,561,062 |
| 商環境分野 | 1,696,175 |
| デジタル分野 | 1,487,170 |
| その他 | 198,661 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 13,943,069 |
| その他の収益 | — |
| 外部顧客への売上高 | 13,943,069 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社では、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

① リアルイベント分野、デジタル分野、その他事業

リアルイベント分野、その他事業では、展示会出展、イベントプロモーション、商談会、プライベートショー、カンファレンス・セミナー等の事業を行っております。デジタル分野では、動画編集配信プラットフォームやデジタルサイネージ、アプリケーション開発などのITソリューションサービス等の事業を行っております。これらのサービスの履行義務は一定の期間にわたり充足されるものではなく、一時点で充足される履行義務であることから、その支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。顧客による支配の獲得時点は、顧客の検収時と判断しております。展示会やイベントなどのリアルイベントにおける、現場での組立て・設営・開催等の重要なサービスを要する収益は、開催後現場からの撤去をもって収益を認識しております。

② 商環境分野

商環境分野では、公共施設の内装工事や企業のショールームの企画・設計・施工等の事業を行っております。成果物の引き渡し義務を負う請負契約では、契約の履行において、当社グループでコストが発生し、作業が進捗していくに伴い、当該顧客のためのオーダーメイドなサービスが完成に近づき、顧客が使用できる状態に近づいていくため、商環境分野におけるサービスの進捗度の測定にはインプット法を用いており、プロジェクトの見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて収益を認識しております。なお、工事期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度における顧客との契約により生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 期首残高 | 期末残高 |
|---------------|-----------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 2,193,480 | 2,569,239 |
| 契約資産 | 9,541 | — |
| 契約負債 | 166,909 | 28,684 |

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 260円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 72円12銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(本店(本社)の移転)

当社は、2023年1月26日開催の取締役会において、本店(本社)を移転することを決議いたしました。また、2023年5月25日開催の取締役会において、移転日を決議いたしました。概要につきましては以下の通りであります。

1. 移転先

東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン

2. 移転時期

2023年10月1日

3. 移転の理由

当社グループのより一層の成長に向けて、本社オフィスを移転いたします。事業拡大に対応するだけでなく、新オフィスでは社員同士の交流や顧客、パートナー企業とのコラボレーションを促進するワークスペースを充実させ、当社の経営理念である「Communication Design®」を体現し、新たな価値を生み出す共創拠点を目指してまいります。

4. 業績に与える影響

本件に伴う2023年3月期の当社グループの業績に与える影響は、連結損益計算書の営業外費用に記載の本社移転費用28,095千円です。また、2023年12月期(※)連結業績への影響につきましては現在精査中です。今後公表すべき事項が生じた場合は、速やかに開示いたします。

※ 2023年1月26日開示「決算期(事業年度の末日)の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

5. その他

現本店所在地と新本店所在地は同一区内であるため、定款の変更はございません。

12. その他の注記

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | 自己株式 | 株主資本 合 計 |
|-----------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|-------------------|-----------|--------------|----------|-----------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合 計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合 計 | | | |
| 2022年4月1日 残高 | 190,333 | 307,831 | 307,831 | 4,600 | 110,000 | 1,148,640 | 1,263,240 | △97,002 | 1,664,402 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 15,151 | 15,151 | 15,151 | | | | | | 30,303 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △199,594 | △199,594 | |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 20,600 | 20,600 | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △157,168 | △157,168 | | △157,168 | |
| 当期純利益 | | | | | | 485,266 | 485,266 | | 485,266 | |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | 15,151 | 15,151 | 15,151 | — | — | 328,098 | 328,098 | △178,994 | 179,407 | |
| 2023年3月31日 残高 | 205,484 | 322,982 | 322,982 | 4,600 | 110,000 | 1,476,738 | 1,591,338 | △275,996 | 1,843,810 | |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|------------------|------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 2022年4月1日 残高 | 3,852 | 3,852 | 1,668,254 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 新株の発行 | | | 30,303 |
| 自己株式の取得 | | | △199,594 |
| 自己株式の処分 | | | 20,600 |
| 剰余金の配当 | | | △157,168 |
| 当期純利益 | | | 485,266 |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) | △530 | △530 | △530 |
| 事業年度中の変動額合計 | △530 | △530 | 178,877 |
| 2023年3月31日 残高 | 3,321 | 3,321 | 1,847,131 |

個別注記表

13. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び
関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

市場価値のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物 | 6年～18年 |
| 構築物 | 15年 |
| 機械及び装置 | 8年 |
| 車両運搬具 | 4年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～15年 |

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上基準は、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので記載を省略しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

使用人に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 工事補償引当金

工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績に基づく将来の見積補償額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤ 株式報酬費用引当金

株式給付信託（J-ESOP）による当社株式の交付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
該当事項はありません。

14. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

15. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

当事業年度の計算書類を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあるものが識別されなかったため記載を省略しております。

16. 会計上の見積りの変更に関する注記

連結注記表「4. 会計上の見積りの変更に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

17. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社事業への影響は、事業によってその影響や程度が異なるものの、直近の事業環境や営業活動等を鑑みると、2023年度は社会・経済活動が年間を通じて徐々に正常化にむかっていくとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については不確定要素が多いため、その状況によっては見積もられた金額と事後的な結果との間に乖離が生じる可能性があります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結注記表の「5. 追加情報」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

(決算期の変更)

連結注記表の「5. 追加情報」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

18. 貸借対照表に関する注記

| | |
|---------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 464,685千円 |
| (2) 受取手形割引高 | 6,035千円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 8,483千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 53,718千円 |

19. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|------------|-----------|
| 売上高 | 6,523千円 |
| 仕入高 | 464,500千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 630千円 |
| 営業取引以外の取引 | 446千円 |

20. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 369,782株

(注) 株式給付信託 (J-ESOP) の信託財産として所有する株式234,600株を含めて記載しております。

21. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

| | |
|----------------|-----------|
| 未払事業税否認 | 8,291千円 |
| 賞与引当金繰入額否認 | 45,333千円 |
| 賞与引当金対応法定福利費否認 | 7,139千円 |
| 資産除去債務否認 | 11,189千円 |
| 一括償却資産償却超過額 | 2,692千円 |
| 関係会社株式評価損否認 | 220,849千円 |
| 貸倒引当金繰入額否認 | 3,126千円 |
| その他 | 33,546千円 |

繰延税金資産小計 332,168千円

評価性引当額 Δ 248,415千円

繰延税金資産計 83,752千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 Δ 1,241千円

繰延税金負債計 Δ 1,241千円

繰延税金資産の純額 82,511千円

22. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (注) | 科目 | 期末残高 |
|-----|-----------|---------------|-----------|-------|-------------|-----------------------|--------|
| 子会社 | 株式会社スブラシア | 所有 直接 100% | 資金の貸付 | 資金の貸付 | — | 一年内回収予定の 関係会社長期貸付金 | 19,999 |
| | | | | 資金の回収 | 19,999 | 関係会社長期貸付金 | 24,999 |
| | | | | 利息の受取 | 446 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間5年、月賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

23. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 241円70銭

(2) 1株当たり当期純利益 63円21銭

24. 重要な後発事象に関する注記

(本店(本社)の移転)

連結注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

25. その他の注記

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。